

糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会より

糸魚川ジオパーク自然資源の保護・保全の基本方針

1 はじめに

糸魚川ジオパーク（糸魚川市域）には、糸魚川—静岡構造線があり起伏に富んだ多様な地形地質を示す。また、石灰岩やヒスイ、サンゴなど様々な岩石・鉱物・化石がある。加えて多雪地でもあり、変化にとんだ気候で多様な自然環境に恵まれている。そのため、糸魚川ジオパークには、様々な生態系の働きの中で、多様で貴重な野生動植物が生息・生育している。

これらの自然資源は、生態系の基本的かつ重要な構成要素であるとともに、市民の豊かな生活を持続するため欠くことのできない基盤を形成している。しかし、近年、様々な人間活動の影響を受け、多くの野生動植物が絶滅の危機に瀕している。

今回、糸魚川ジオパーク協議会では、国や新潟県のレッドデータブックに掲載されている動植物を中心に、その他の貴重な動植物や岩石・鉱物・化石、地質地形等を加えて保護保全のための「指定希少野生動植物・岩石鉱物化石・地質地形」に指定して捕獲等を規制するとともに、市民等と協働してその保護に努める。

2 対象となる指定希少野生動植物

糸魚川ジオパークにおける動植物の生息・生育状況や岩石鉱物等が、人為の影響により存続に支障を来す事態が生じていると推定され、次のいずれかに該当するものを選定する。

- 動植物の個体数や貴重な岩石鉱物が極めて少ないか、又は大幅に減少しつつあるもの
- 糸魚川ジオパークの主要な生息地や産地等が消滅しつつあるもの
- 糸魚川ジオパークの動植物の生息地等の生息・生育環境及び岩石鉱物の産地の環境が明らかに悪化しつつあるもの
- 商品価値(希少価値)が高いことなどにより捕獲・採取の対象になりやすいもの

3 指定希少野生動植物の保護と効果

「指定希少野生動植物・岩石鉱物・地質地形」の生きている動植物の個体（卵及び種子を含む。）や岩石鉱物・地質地形等は、捕獲、採取、殺傷又は損傷することを原則禁止する。ただし、学術研究、繁殖の目的、教育の目的等による捕獲等は、例外として許可することがある。

このような糸魚川ジオパーク協議会の取組は、人と自然が共生するよりよい環境づくりとなり、望ましいモラルをもつ人たちの興味関心を高め、知的好奇心を満たす力になる。そして持続可能な自然資源及び人と自然が共生して持続可能な好循環を生み、より一層魅力ある糸魚川ジオパークになる。このことが、農林漁業等糸魚川ジオパークを基盤とする産業の付加価値と地域の魅力を高め、産業振興の発展にもつながる。

4 保護のための方策

「指定希少野生動植物・岩石鉱物化石・地質地形」については、糸魚川ジオパーク協議会及び糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会等が中心となって調査研究を進めるとともに、保護に関しての啓発や助言等を行う。また、必要に応じて市民ぐるみで生息区域等で必要な巡視を行うなど、市民等との協働により保護に取り組む。

なお、調査研究については、糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会が適当と認めた研究機関や研究団体等、左記に準ずる団体や個人から協力を得ながら共同で実施することがある。

5 学術研究等のための採取と捕獲

学術研究、繁殖の目的、教育の目的等による捕獲等は、例外として許可することがある。その場合は、まず糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会事務局（フォッサマグナミュージアム内学芸係）へ申し出て、申請書に必要事項を記入して提出する。

糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会は、提出された申請書により、例外としての許可の可否を決定する。場合によっては、当該者から直接聞き取り、糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会での協議に生かすこともある。可否が決定したら当該者へその旨を通知する。

なお、調査研究に際しては、必要最低限の採取に努め、結果等を糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会へ報告する。また、標本等については、必要に応じて糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会等へ提出する。

その他、糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会のその時々々の要請に応えるものとする。

6 飼育と繁殖・栽培と増殖等をしようとする場合

希少な野生動植物の種の保護の基本は、その生息地等における個体群の安定した存続を保証することであることを踏まえ、飼育・栽培と増殖等は、原則できないこととする。

なお、状況等により飼育・栽培と増殖等が許可されることがある。その場合は、事前に糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会へ申し出ることとする。糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会は、申し出により許可の可否を決定する。

7 動物を放すことや植物を植えることをしようとする場合

動植物の採取及び飼育と繁殖、栽培と増殖した動植物を再び放したり植えたりする行為は、原則しないこととする。しかし、状況により許可されることがある。その場合は、事前に糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会へ申し出ることとする。糸魚川ジオパーク自然資源保全委員会は、申し出により許可の可否を決定する。

なお、同種の動植物であっても他の地域からの持ち込みや採取した地点以外への行為は、DNAの混乱につながる可能性があるため禁止とする。

8 その他

この指定は、県や国の規制がなされている種がある。その場合は、県や国の規制を優先するものとし、採取や飼育と繁殖・栽培と増殖等についての申請は別個に行うこととする。

また、糸魚川ジオパーク自然資源の保護・保全については、今回の指定を第一次とし、今後の状況に応じて適宜追加や削除をし、指定を継続していくこととする。